

フランダース地方における 廃棄物規制(ベルギー)

ブリュッセル・センター

ベルギー・フランダース地方では97年12月17日、廃棄物の予防および管理に関するフランダース規則を定めるフランダース地方政令(通称:VLAREA)を導入した。同政令に基づきフランダース地方では、99年7月1日から、消費者が有する家庭用電気製品や自動車など特定の廃棄物を、消費者が代わりに製品を購入することを条件として、産業側が引取りをおこなう義務が発生している。同規制はEUレベルで導入が検討されている電気・電子機器廃棄物(WEEE/Waste Electrical and Electronic Equipment)の新たな規制を先取りするものとして注目される動きであることから、以下に、同政令の概要を紹介するとともに、これに対する産業側の対応として、特に家庭用電気製品産業の動きについて報告する。

1. VLAREAの概要

VLAREAは、フランダース地方の廃棄物行政のフレームワークを定める81年7月の廃棄物の予防および管理に関するフランダース地方法律を主たる根拠とし、既存の廃棄物関連規制を整理し、さらにいくつかの新たな概念を導入するために制定された政令であり、廃棄物の回収義務、再利用、回収・輸送・処理の方法、および廃棄物の輸出入などについて細かく規定している。同政令では廃棄物を原則として、家庭から生じる「家庭廃棄物」、産業活動により生じる「産業廃棄物」、危険物質や農鉱業原料、および同政令が特に規定する廃棄物を集めた「特別廃棄物」の3つのカテゴリーに分類している。

(1) 廃棄物の回収義務

VLAREAでは、特に「特別廃棄物」に分類される廃棄物のうち、紙類、乾電池および蓄電池、自動車、タイヤ、家庭用電気製品の5分野について、フランダース地方の最終販売者、流通業者、製造者、輸入業者に対し、その回収を義務づけている。これらの製品の回収は、回収義務を課せられた者の費用負担でおこなうこととされ、また回収の対象となる廃棄物には、消費者が製品買い替えなどの理由により、廃棄を希望する中古製品も含まれる。同政令ではこれらの廃棄された中古製品のうち使用可能なものについて、回収後、回収センターなどで再販売することも義務づけている。

同政令では、上記5分野のうち特に自動車、

廃棄物の予防および管理に関するフランダース規則を定めるフランダース地方政令

【公布日】1997年12月17日【官報掲載日】1998年4月16日

【施行日】1998年6月1日（一部の規定につき1998年11月1日から施行）

第1章：総則

廃棄物の目録、廃棄物の除去作業および廃棄物の再利用を定義。

第2章：廃棄物の分類

廃棄物を家庭廃棄物、産業廃棄物、特別廃棄物および危険廃棄物に分類。

第3章：回収義務

回収義務のある廃棄物、回収作業のための認可団体および廃棄物処理計画の提出を規定。

第4章：廃棄物の再利用

再資源としての廃棄物の使用方法および使用の際の廃棄物証明について規定。

第5章：廃棄物の回収、輸送および処理

回収者の認定、運送者の登録、および廃棄物の申告・登録義務について規定。

第6章：廃棄物の輸出入

廃棄物の輸出入管理は93年2月1日付欧州理事会指令(93/259/EC)による規定の導入を規定。

第7章：廃棄物の分析

分析機関および分析方法を規定。

第8章：廃棄物の管理

行政担当者の権限を規定。

第9章：雑則・廃止規定

- 附則1 2.1： 廃棄物の目録（リスト）
- 附則2 4.1.1： 廃棄物の分析方法について
- 附則2 4.1.2： 危険廃棄物の目録（リスト）
- 附則4.1： 再利用すべき廃棄物の目録（リスト）
- 附則4 2.1： 肥料や土地改良剤としての再利用について
- 附則4 2.2： 建材としての再利用について
- 附則4 2.3： 土壌としての再利用について
- 附則4 3： 廃棄物証明の申請様式
- 附則： 環境測定パラメータのリスト（抄）
- 附則5 5.3.2： 医療廃棄物の目録（リスト）
- 附則6： 輸出入廃棄物の目録（リスト）

タイヤ、家電製品について、産業界への影響を配慮し、回収義務の本格的導入までに過渡的な取扱いを認めている。具体的には、これら3分野における廃棄物の回収にあたり、回収のための前提条件などを次の2段階に分け

て設定している。

第1段階：1999年7月1日から廃棄物回収義務の発生と、「1対1の回収」条件の導入。

第2段階：2004年7月1日から「1対0の回収」条件の導入（回収義務の本格化）。

表1 条件別回収義務の発生時期

	回収義務の発生	1対1回収	1対0回収
紙類	1998 / 6 / 1	1998 / 6 / 1 ~	
乾電池および蓄電池	1998 / 6 / 1		1998 / 6 / 1 ~
自動車	1999 / 7 / 1	1999 / 7 / 1 ~	2004 / 7 / 1 ~
タイヤ	1999 / 7 / 1	1999 / 7 / 1 ~	2004 / 7 / 1 ~
家庭用電気製品	1999 / 7 / 1	1999 / 7 / 1 ~	2004 / 7 / 1 ~

上述の回収条件について、「1対1の回収」条件とは、消費者が廃棄する製品を産業側が無料回収するにあたって、廃棄する製品（1個）のための代替製品を（1個）購入することを産業側が要求できることを意味し、「1対0の回収」条件とは、消費者に廃棄する製品（1個）のための代替製品購入を要求することなく（0個）、無条件で無料回収をおこなわなければならないことを意味する。

なお、回収義務の発生と回収条件の適用の各時期については、表1のとおり整理される。

(2) 廃棄物行政の担当機関

廃棄物の回収義務は、フランダース地方で製品を販売する各企業（あるいは個人）に対して定められているものであるが、この義務を個別企業単位で履行することは、費用的見地あるいは行政効率の面から現実的ではない。そのため同政令では、企業（個人）に課された回収業務を代行する者として、業界で組織する非営利団体の設立を規定し、その業務範囲や業務の認可などを定めている。

VLAREAでは、フランダース地方の廃棄物行政をおこなう機関として、フランダース公共廃棄物協会（通称：OVAM）を指定している。OVAMは、81年7月の廃棄物の予防および管理に関するフランダース地方法律に基づき、81年10月1日に設立された協会であり、廃棄物および土壌汚染についての政策立案とその行政実行の権限を有している。同政令に規定される行政権限としては、業界で組織する非営利団体の認可と監督、製品ごとに

定められたリサイクル率の監督、廃棄物を資源として再利用する際の証明書の発行、廃棄物回収業者および運送業者の認可、登録および監督、産業廃棄物やPCBなど危険物質の輸出入および国内取引における取扱い数量などの情報管理、が挙げられる。

(3) 再生資源としての廃棄物の利用

VLAREAでは、特別廃棄物のうち、農業廃棄物、鋳業廃棄物、溶剤、燃料などをリストアップし、肥料、土地改良剤、建材、土壌、溶剤、潤滑剤、燃料の5分野における再生資源として最大限利用することを規定している。これらの廃棄物を再生資源として利用する者は、当該廃棄物が再利用できることを証明する有効証書を取得しなければならない。

また、後述する家庭用電気製品については、再生資源の具体的回収目標として、2000年までに鉄95%、非鉄金属85%、プラスチック20%を設定している。

(4) 廃棄物の回収・輸送・処理

VLAREAでは、危険廃棄物などの回収業者に対して認可の取得を、またその輸送業者に対しては登録を求めている。一方、産業廃棄物を産出する者に対しては、産出した廃棄物の性質とその構成、数量、処理方法などの情報を記録し、1年に1度申告する義務を課している。これらの認可・登録申請、廃棄物情報の申告は、OVAMに対してなされる。

(5) 廃棄物の輸出入

VLAREAでは、廃棄物の輸出および輸入については、93年2月1日付EU域内における廃棄物輸送の管理および監視に関する欧州理事会指令(93/259/EC)の規定に基づくとし、同指令を国内法に導入するための規定を定めている。

2. 家庭用電気製品の廃棄物

VLAREAの規定により99年7月から、フランダース地方の産業界に対して、表2に挙げる家電製品の廃棄物の回収義務が発生している。規制の対象となる家電製品は、主に“白物家電”と称される大型の家庭用電気製品(小型の家庭用電気器具を含む)と、“茶物家電”と称される電子機器類の2つに大別されている。

これらの家電製品は回収後、認可を受けた処理施設内で、中古商品として再使用が可能なものと、不可能なものの2つに分別される。中古商品に分別された廃棄物は、処理施設に付属する販売店で再販売されなくてはならない。一方、再使用不可能な製品については、分解などの廃棄処理がおこなわれるが、その際、危険物質および取扱いが危険な部品を選別除去し、また鉄や非鉄金属、プラスチックなどの再生資源を回収しなくてはならない。同政令では、回収された製品廃棄物について、次の作業順序に従い処理することを義務づけ

ている。

- (1) 製品部品およびその構成物の本来の使用目的に沿った再使用
- (2) 材料の再使用またはリサイクル
- (3) 熱分解または加水分解による化学物質または原料の回収
- (4) エネルギー回収を伴う焼却

このほか、本政令に規定され産業界が負うべき義務としては、製造者、流通業者、最終販売者の各レベルにおける、回収廃棄物の数量および種類の年次報告義務、さらに製造者については、これらの情報に加えて処理方法、リサイクル達成率、最終処理形態(再利用か、焼却処分か、埋め立て処分か)などの報告義務が規定されている。

3. 実行上の問題点

フランダース地方では、法律上は企業による廃棄物の回収義務を定めているものの、実際にはいくつかの未解決問題が残されているため、法律遵守の段階に至っていないのが現状である。そのため現在、地方政府と産業界がEUによる新たな廃棄物指令の導入を参考にしながら、具体的な規制運用のあり方を模索しているところである。規制の運用にあたっての未解決問題は以下の点に整理される。

表2 廃棄物回収義務の対象となる家電製品

家庭用電気製品 (白物家電)	冷蔵庫、冷凍庫、空調機器、調理機、洗濯機、食器洗い機、脱水機、乾燥機、温水器、オーブン、換気扇、電子レンジおよびその他のレンジ、移動可能な暖房機具、湯沸し機、油揚げ機、トースター、ミキサーおよび泡立て器、園芸用機具、掃除機、ミシン、アイロン、ヘアードライヤー、電気シェーバー
電子機器類 (茶物家電)	テレビ受像機、コンピューター用モニター、ラジオ、アンプ、チューナー、カセットテープレコーダー、レコードプレーヤー、CDプレーヤー、ビデオ、ビデオカメラ、コンピューターおよび周辺機器、電話機およびファックス機、コピー機、プリンター、携帯電話、拡声器

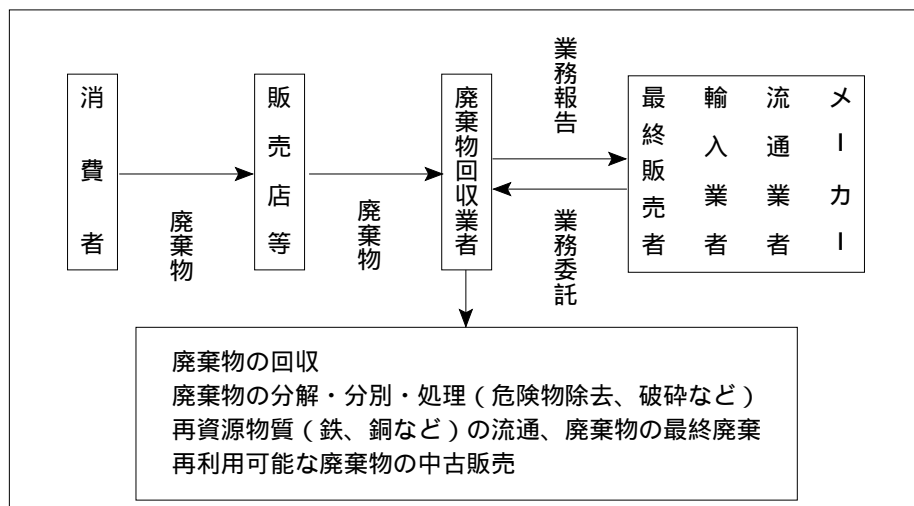
- (1) 産業界が負う回収義務は、個別企業レベルで対応するよりも業界が設立する回収団体をもって対応する方が費用的にも現実的であるが、実際にはどのような形態（業種区分、出資形態）の回収団体が適当であるのか。
- (2) 家電製品廃棄物を例にとっても回収の対象とされる製品が非常に多岐にわたり、かつ消費者の製品入手経路も複雑である。そのためフランダース地域の業界が設立するリサイクル団体が、いわゆる「フリーライダー」（回収団体に出資しない企業）の製品を回収せざるを得ない事態が起こり得るのではないかと。またその場合、費用負担はどうするのか。
- (3) VLAREA法では再使用が可能な廃棄物については中古販売することを義務づけているが、その場合の品質保証は、誰がどのようにおこなうのか。
- (4) 国内のその他の地方（ワロン地方、ブリュッセル首都圏）では、VLAREA法に相当する規制を導入していない。そのためフランダース地方の企業が、製品回収コストを製品価格に上乗せした場合、ベルギー国内において同一製品に価格差が生じ得る。

なお、EUが導入に向けて検討を進めている電気・電子機器廃棄物（WEEE）指令においても産業界による製品回収を義務化する流れがあるが、現状、VLAREA法はEUを上回る規制内容となっていること、また、99年7月のフランダース地方政権の交代を受けVLAREA法に関する地方政府と業界とのそれまでの折衝は見直しされたことから、2000年3月末の時点で、上述の議論について目立った進展がみられていない。

4. 規制を考慮した廃棄物処理事業の進展

一方、産業界による製品回収の義務化および廃棄物処理の流れを先取りしたビジネスが進展しつつある。オランダでは、98年6月に施行された家電製品の処分に関する政令にもとづき、フランダース地方に先行して、産業界に対する製品回収義務や環境保護を目的とする廃棄物の処理を定めているが、これを受けて、オランダ・アイントホーフエン市近郊にあるMIREC社は、コンピューターおよびそのモニターを中心とした廃棄物処理事業を展開している。同社は当初、フィリップス社（蘭）の製品リサイクル・センターとして設立され、その後ワトコ・グループ（仏）の廃棄物処理事業部門として今日に至っている。

図1 代行サービスの流れ



同社はTVモニターやコンピューター本体、製品工場から排出される部品の屑や原材料屑などを回収し、分解・破砕および危険物の選別除去をおこなっている。また鉄、銅、プラスチックなどは再資源として回収している。

同社は、VLAREA法などが規定する認可を受けた廃棄物処理施設としての業務も、将来の主要な事業と位置付けており、以下の代行サービスを提案している。

- (1) 認可を受けた廃棄物回収業者として、廃棄物回収義務を負う個々の企業あるいはそれら企業が設立した業界団体と契約を行い、法に定められた廃棄物回収、分解、分別、処理、廃棄などの業務を代行する。
- (2) 契約先企業（団体）に対しては、廃棄物行政当局が求める資料（廃棄物処理状況

の報告など）を供給する。

- (3) 契約先企業（団体）の求めに応じ、再利用可能品の再販売を行う。

一方、ベルギー国内でもアントワープ近郊のAPPAREC社が、家電製品廃棄物について同様な処理事業を展開しているほか、フランダース地方内だけでも10数社が廃棄物処理に関連した事業を手がけている。

(付録資料)：ベルギー、オランダを中心とした廃棄物処理関連企業リスト (OVAM提供)

(注) 97年12月17日付け、廃棄物の予防および管理に関するフランダース規則を定めるフランダース地方政令 (通称：VLAREA) 本文の抄訳 (JETRO仮訳) をご希望の方は、ジェトロ海外調査部欧州課 (Tel : 03 - 3582 - 5569) までお問い合わせ下さい。

(付録資料)

Electric and electrical scrap

(ベルギー、オランダを中心とした廃棄物処理関連企業リスト)

This list is applicable from the day of publication .

This list was based on data regarding the environment license , informed by the authorities who are in charge of the license .

OVAM is not responsible for the completeness , nor for the adjustment which are not communicated to the OVAM .

COMPANY	LICENSE UNTILL	Tel : 03/886 08 81
Antwerpen		Fax : 03/886 22 52
Andries	30-04-2016	E-mail :
Albertstraat 32		mark adriaenssens@apparec be
2200 HERENTALS-NOORDERWIJK		Complete disassembling of white and brown goods
Tel : 014/26 21 63		
Small storage of brown goods and as sort electric and electrical material		CAT 01-09-2018
		Mollestraat - Fairfieldpark
		2800 MECHELEN
Apparec	23-12-2017	Tel : 015/61 10 02
Baeckelmansstraat 125		Fax : 015/61 78 54
2830 TISSELT		Storage and disassemble electrical mate

rial (tel .centrales ,transmissie - units)

Eco PC Services

Prins Boudewijnlaan 17 bus 6

2020 ANTWERPEN

Tel : 03/451 32 20

Fax : 03/451 32 29

Only repair of usable PC s or parts

Trading DV African Export 21-09-2008

Polder 3

2840 RUMST

Tel : 03/844 24 94

Fax : 03/844 24 95

Storage , assorting and repair of white and brown goods

Watco Waste Centre

(Watco EcoService Beerse) 27-08-2018

Steenbakkersdam 16-18

2340 BEERSE

Tel : 014/61 50 71

Fax : 014/61 84 73

E-mail : katia.peeters@watco.be

Website : www.watco.be

Assorting and disassembling of white and brown goods

Limburg

Ice-Tech 25-06-2000

Schrikheidestraat 41

3582 KOERSEL

Tel : 011/43 49 39

Fax : 011/43 49 39

Storage , assorting and repair of white and brown goods

Oost-Vlaanderen

Beltrade

15-02-2016

Steenweg 298

9810 EKE

Tel : 09/385 58 94

Small scale disassembling- Electric material (telephones)

Besri- Divisie van Retra

18-07-2001

Scheepzatestraat 5

9000 GENT

Tel : 09/251 32 53

Fax : 09/251 56 83

Brown good processing - export television/cathode-ray tube of white and brown goods

Hancart Recycling

19-01-2018

Vliegplein 50 B C

9990 MALDEGEM

Tel : 050/72 03 80

Fax : 050/72 03 90

Small scale storage and assorting brown good , disassembling electrical material and others

Vlaams-Brabant

RecuPc

Oude Diestsesteenweg 3

3010 KESSEL-LO

Tel : 016/25 91 03

Fax : 016/35 34 64

E-mail : recupc@pandora.be

Only repair of usable PC s and parts

Van Gansewinkel Milieuzorg
30-03-2015

Industriestraat 17
1910 KAMPENHOUT
Tel : 016/60 85 11
Website : www.vangansewinkel.be
Storage and assorting of white and
brown goods · Processing in foreign
country

West-Vlaanderen

AZ Kabel
18-04-2015
Bevrijdingslaan 11
8700 TIELT
Tel : 051/40 42 50
Fax : 051/40 63 60
Electrical motors and cables

DUITSLAND

APU
Altrottstrasse 39
D-69190 WALDORF · BADEN
Tel : 0049/6227 30516
Fax : 0049/6227 62281
White goods

NEDERLAND

Coolrec
Croy 19
NL-5653 LC EINDHOVEN
Tel : 0031/4025 71570
Fax : 0031/4025 71916
White and brown goods

Limburgse Mineraalbrekerij
Diepstraat 1
NL-6101 AT ECHT
Tel : 0031/475 488 580
Fax : 0031/475 488 676
Picture tube

Lumenex
Willemsplein 2 · Postbus 222
NL-5201 HA S HERTOGENBOSCH
Tel : 0031/736 424 908
Fax : 0031/736 149 444

All kind of corona discharge lamps and
picture tubes

Mirec
Dillenburgstraat 4
NL-5652 AP EINDHOVEN
Tel : 0031/40250 8800
Fax : 0031/40250 8888
Brown good/monitor and white good

Recydur
Aruba 12
NL - 7332 BK APELDOORN
Tel : 0031/55533 5547
Fax : 0031/55533 6001
White and brown goods

WALLONIE

Page Electronic Recycling
14-12-2025
Quai D bugnee 14
4100 SERAING
Tel : 071/25 60 12
Fax : 071/25 60 15
Brown good (home , office , industrial
and with picture tube)